

定額給付金の申請書類をお送りします

問い合わせ
地域活動課定額給付金担当☎5742-6543

●対象●

21年2月1日(基準日)に品川区の住民基本台帳か外国人登録原票(不法滞在者・短期滞在者を除く)に記載されている方が対象です。

○次の方も対象になります

- ・21年2月1日に生まれたお子さん
- ・2人以上の世帯に属していて、21年2月1日以後に死亡した方

※詳しくはお問い合わせください。

○21年2月2日以後に品川区へ転入した方へ

「2月1日に登録・記載のある区市町村」から支給されます。品川区からお知らせは届きませんので、詳しくは2月1日に登録・記載のある区市町村へお問い合わせください。

●申請する人・給付を受け取る人●

世帯主の方に申請していただき、その方へ世帯全員分を給付します。

世帯主が基準日以降に死亡した場合は、新たに世帯主となった方が手続きしてください。

●給付額●

21年2月1日現在



19~64歳の方 → 12,000円



18歳以下の方 → 20,000円
(平成2年2月2日以降に出生)



65歳以上の方 → 20,000円
(昭和19年2月2日以前に出生)

2ページで外国人の方への総務省からのお知らせを掲載しています
外国人の方の手続きは、世帯ではなく個人単位です

申請書 発送

世帯主の方に世帯全員分の申請書などを普通郵便で送付します

品川区では、所得制限を設けないため、2月1日現在で登録・記載のある全世帯の世帯主の方へ通知を送ります。順次発送しますので、3月末までに届かなければご連絡ください。

申請 方法

申請書が届いたら速やかに返送してください

記入の内容に誤りなどがあるときは、区からは電話せず、郵送で確認をするため、時間を要します。返送する前に正しく記入されているかも一度ご確認ください。

○申請期限は21年9月16日(水)(消印有効)です。

給付 方法

決定通知書を送付した後に、指定の口座に振り込みます

世帯主の方へ世帯全員分を給付します。給付をスムーズに迅速に行うため口座振替をご利用ください。

○世帯主口座への振り込みは、一齐に大量の事務の処理を行うことから1か月以上後となるのが予想されます。

※口座がないなどの理由により振り込みができない方については、後日特設窓口を設ける予定です。詳しくは、本紙6月1日号でお知らせします。

定額給付金の専用窓口を開設します

☎3月16日(月)からの月~金曜日

午前9時~午後5時 ※祝日を除く。

○4月30日(休)までは、次の時間も開設します

日曜日午前9時~午後5時

火曜日午後7時まで

☎第二庁舎3階ロビー

☎申請書類の確認・相談・受け付け

※区内13カ所の地域センターでも確認・受け付けのみを行います。

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

定額給付金については、本紙4月1日号でさらに詳しくお伝えします。このほか、区ホームページ、ケーブルテレビなどもご覧ください。

子育て応援特別手当 | 定額給付金とは別に手続きが必要です

多子世帯の幼児教育期の子育てにかかる経済的負担を緩和するため、同一世帯にお子さんが2人以上いて、対象要件にあてはまる世帯の世帯主に手当を支給します。

●対象世帯 21年2月1日現在、品川区の住民基本台帳か外国人登録原票に記載がある次の①②にあてはまる世帯

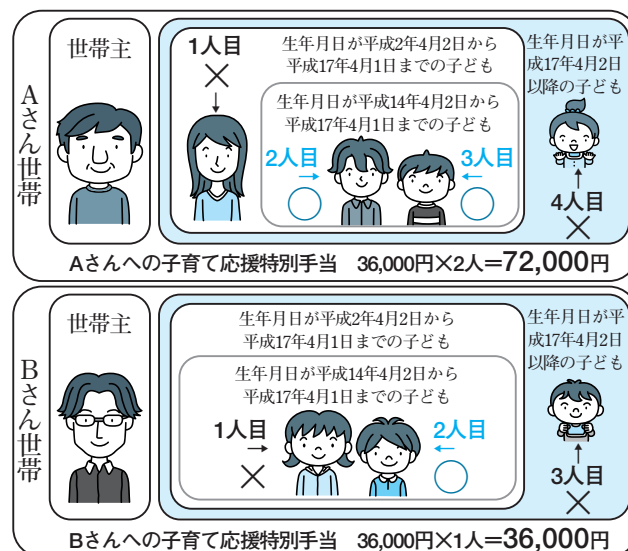
①平成2年4月2日~17年4月1日生まれのお子さんが2人以上いる

②2人目以降が平成14年4月2日~17年4月1日生まれのお子さん

●給付額 対象世帯②のお子さん1人につき36,000円

●対象の世帯へ、案内と申請書をお送りします。なお別居などで同一世帯内にお子さんがいない状況でも該当する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●申請書が届いたら速やかに返送してください。
※申請期限は、21年9月16日(水)(消印有効)です。



定額給付金は外国人の方へも支給されます

定額給付金は、2月1日現在で、外国人登録原票に記載のある外国人の方（不法滞在者・短期滞在者を除く）へも支給されます。1月23日付総務省からのお知らせを掲載しますので、近所の方、お知り合いの方に外国人の方がいましたら、このページを見せていただくよう、ご協力をお願いします。

日本に居住する外国人の皆様へ

外国人登録法においては、居住地が変わった場合には、新しいお住まいの市区町村役場で申請する義務があります。

現在、市区町村は、外国人登録をした方を住民として把握し、住民サービスの提供を行っています。正確な登録は、皆さんの住民生活をより便利なものとするために必要不可欠です。お住まいの市区町村役場で、正しい外国人登録を行ってください。16歳未満の方は、一緒にお住まいの親族の方などが代わって手続を行うことになります。

詳しい手続については、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

なお、現在、日本国政府は、定額給付金の支給を計画しています。この定額給付金は、外国人登録原票に登録されている者（短期滞在の在留資格で在留する者、不法滞在者を除く。）を対象とし、市区町村において給付されるものですが、基準日（2月1日を予定）時点で、あなたが登録されている市区町村において給付される予定でありますことを申し添えます。

일본에서 거주하시는 외국인 여러분께

ハンゲル

외국인 등록법에서는 거주지가 변경된 경우, 새로운 거주지의 지방자치 단체인 시구정촌(市区町村) 사무소에 신청하는 의무가 정해져 있습니다.

또, 현재 지방자치 단체인 시구정촌(市区町村)에서는 외국인등록을 하신 분을 주민으로 파악하고 각종 주민 서비스를 제공하고 있습니다. 정확한 등록은 여러분의 편리한 생활을 위해서도 반드시 필요합니다. 거주하시는 시구정촌(市区町村) 사무소에서 정확한 외국인등록을 하시기 바랍니다.

16세 미만의 분은 籍계 사시는 부모님이나 친척 분들이 대신해서 수속을 할 수 있습니다.

상세한 수속 절차에 대해서는, 거주하시는 시구정촌(市区町村) 사무소로 문의하시기 바랍니다.

또한, 현재 일본 정부에서는 정액급부금(定額給付金)의 지급을 계획하고 있습니다. 이 정액급부금은 외국인등록 원표에 등록된 사람(단기체제의 체류자격으로 체류하는 사람, 불법체재자를 제외)을 대상으로 籍고 시구정촌에서 급부됩니다. 기준이 되는 날(2월 1일을 예정) 시점에서 당신이 등록하신 시구정촌에서 이 정액급부금이 지급될 예정임을 알려드립니다.

致在日生活的各位外国人

中国简体字

根据外国人登记法, 如果您的住址有变动, 就有义务向您新居住的市区町村政府申请。

现在, 各市区町村对已办理外国人登录的外国人, 将作为辖区内居民掌握其基本情况, 并向其提供居民服务。正确办理外国人登录是必不可少的手续, 将为各位的生活提供更多的方便。请各位在居住的市区町村政府正确办理外国人登录手续。不满16岁者, 请由同住的亲属等代办相关手续。

有关手续详情, 请向所居住的市区町村政府查询。

日本政府正在计划支付定额补贴。请注意这种定额补贴以外国人登录原票上登录的人(在留资格为短期逗留者、违法逗留者除外)为对象, 将在于基准日期(2月1日为准)时您所登录的市区町村支付。

致在日生活的各位外國人

中国繁体字

根據外國人登記法, 如果您的住址有變動, 就有義務向您新居住的市區町村的公所申請。

現在, 各市區町村對已辦理外國人登錄的外國人, 將作為轄區內居民掌握其基本情況, 並向其提供居民服務。正確辦理外國人登錄是必不可少的手續, 將為各位的生活提供更多的方便。請各位在居住的市區町村公所正確辦理外國人登錄手續。不滿16歲者, 請由同住的親屬等代辦相關手續。

有關手續詳情, 請向所居住的市區町村公所查詢。

日本政府正在計劃支付定額補貼。請注意這種定額補貼以外國人登錄原票上登錄的人(在留資格為短期逗留者、違法逗留者除外)為對象, 將在於基準日期(2月1日為準)時您所登錄的市區町村支付。

To All Foreign Nationals Living in Japan

英語

Under the Alien Registration Act, if you change your address, you are obligated to apply for registration at the office of the new municipality (city, town or village) in which you reside.

A municipality considers those who are registered as an alien in its municipality to be a resident of the municipality and will provide them with services to which all residents of the municipality are entitled. Accurate registration is indispensable for your benefit to make your life as a resident in the municipality more convenient for you. Please follow the proper procedures for alien registration at the local office of the municipality in which you reside. If you are under 16 years of age, a family member or relative living at the same address must register on your behalf.

For further details of procedures, please refer to the office of the municipality in which you reside.

The Japanese government is now planning to provide the Supplementary Income Payments. These Supplementary Income Payments are paid at a municipality to persons who are registered on its alien registration card (excluding those who stay in Japan in the status of resident of a temporary visitor or those who stay illegally). For your further information, these Supplementary Income payments will be paid at the municipality in which you are registered as an alien as of the base date (scheduled for February 1, 2009).

Al Extranjero Residente en el Japón

スペイン語

De acuerdo con la Ley del Registro de Extranjeros, si Usted cambia su dirección, debe realizar los trámites de solicitud correspondientes en la municipalidad o en la oficina de administración del barrio, villa o aldea donde se encuentra su nuevo domicilio.

Actualmente, las ciudades, barrios, villas y aldeas reconocen a las personas que efectuaron el registro de extranjero como residentes, prestándoles los mismos servicios que a los ciudadanos en general. Por eso, poseer un registro correcto es imprescindible para que su vida sea más práctica. Efectúe el registro de extranjero correctamente en la municipalidad o en la oficina de administración del barrio, villa o aldea en donde reside.

En cuanto a los menores de 16 años, los trámites de registro los debe efectuar algún pariente con el que resida. Para más detalles, póngase en contacto con la municipalidad o la oficina de administración del barrio, villa o aldea en donde reside.

El gobierno japonés está planeando suministrar un subsidio de valor fijo a toda la población. Este subsidio se concederá a las personas debidamente registradas en el archivo de registro de extranjeros (con excepción de las personas con visa de corta permanencia o permanencia ilegal) por la municipalidad, barrio, villa o aldea. Además, informamos que la previsión es de que este subsidio se les suministrará a las personas que se encuentren registradas como residentes el día 1º de febrero (previsión) en la municipalidad, barrio, villa o aldea correspondiente.

Ao Estrangeiro Residente no Japão

ポルトガル語

De acordo com a Lei de Registro de Estrangeiros, se você mudar de endereço, você é obrigado a comunicar a mudança na prefeitura da cidade ou na administração do bairro, vila ou aldeia onde fica a sua nova residência.

Atualmente, as cidades, bairros, vilas e aldeias reconhecem as pessoas que efetuaram o registro de estrangeiro como residentes, fornecendo-lhes os mesmos serviços destinados aos seus cidadãos em geral. Desta forma, possuir um registro correto é imprescindível para tornar sua vida mais prática. Efetue o registro de estrangeiro corretamente na prefeitura da cidade ou na administração do bairro, vila ou aldeia em que reside.

Quanto ao menor de 16 anos, os trâmites de registro devem ser feitos por algum parente coabitante. Para mais detalhes, entre em contato com a prefeitura da cidade ou a administração do bairro, vila ou aldeia em que reside.

Outrossim, o governo japonês tem planos para fornecer um subsídio de valor fixo à população. Este subsídio será concedido às pessoas devidamente registradas no arquivo de registro de estrangeiros (com exceção daquelas com visto de permanência de curta duração e de permanência ilegal) pela cidade, bairro, vila ou aldeia. Informamos, também, que a previsão é de que este subsídio seja fornecido para as pessoas que se encontram registradas como residentes no dia 1º de fevereiro (previsão) nas devidas prefeituras e administrações do bairro, vilas e aldeias.

しながわ環境大賞授賞式が行われました

区民の環境保全に関する自主的な取り組みを進めるため、特に優れた環境活動を展開している団体や個人を顕彰しています。2月14日(土)にきゅりあんで授賞式を行いました。

区環境課環境推進係

☎5742-6949

しながわ環境大賞

2団体1個人

○モトローラ株式会社

大崎駅周辺と林試の森の清掃美化活動をし、昼休みは大崎西口公園の花壇の手入れも行っている。積極的な環境保全の取り組みは他企業の模範となっている。



○浅間台ダディズクラブ

浅間台小学校で、ピオトープ作成、体育館裏開墾、ヤゴ救出作戦などの環境活動を児童、教師、地域の方と協力して行った。



○松本真理愛と

その家族 日常生活で小さなエコ活動を家族でコツコツ実践。家族で4週間省エネを行うしながわ家庭ISOにも6年間取り組んだ。



環境賞

6団体

○旗三新和会

○小山台1丁目町会

○東品川・北品川児童センター

○二葉保育園 ○荏原保育園

○清水台小学校

第153回
しながわ
日曜コンサート

日 3月15日(日)
午後1時30分～3時
曲目/シューベルト「ます」ほか
出演/品川クラシック音楽協会

会 当日、中小企業センター3階レクホール
(西品川1-28-3 ☎3787-3041) へ

健康 お知らせ

HOTLINE

日=日時・期間 会=会場・場所 内=内容 人=対象・定員
 〒=費用・料金 参=参加方法 申=申込方法 問=問い合わせ

●費用の記載のないものは無料
 ●対象は原則として区内在住・在勤・在学の方

妊娠あんしん相談

日3月27日(金)午後1時30分～4時
 会 電話で保健所(荏原2-9-6 ☎3788-7016)へ

むし歯撃退教室

日3月26日(木)午前10時～11時30分
 因 知って得するむし歯予防など
 人 歯が8本くらい生えたお子さんと保護者20組(先着)
 会 3月13日(金)から、電話で保健センター(北品川3-11-22 ☎3474-2902)へ

呼吸器リハビリ教室

日4月2日(木)・7日(火)・13日(月)・23日(木)
 午後2時～4時(全4回)
 会 荏原文化センター(中延1-9-15)
 因 効率のよい酸素の取り入れ方など
 人 18歳以上で慢性呼吸器疾患の方と家族50人(抽選)
 日3月24日(火)(必着)までに、はがきで教室名、住所、氏名、年齢、電話番号を健康課公害補償係(☎140-8715品川区役所 ☎5742-6747)へ

高齢者と介護者のための料理教室

日3月24日(火)午後1時30分～4時30分
 会 荏原文化センター(中延1-9-15)
 人 20人(先着) ¥600円
 持ち物/エプロン、三角きん、筆記用具
 日3月18日(水)までに、電話で成幸ホーム ☎3787-5393へ

平塚橋会館・平塚橋シルバーセンターは3月23日(月)に臨時休館します

問 平塚橋会館 ☎3783-6849

21年度国保特定健康診査は5月スタートです

品川区国民健康保険に加入する40～74歳の方へ、5月上旬に「特定健康診査受診券」を送付します。12月までに受診してください。※詳しくは受診券に同封する案内をご覧ください。
 問 国保年金課保健指導係 ☎5742-6902 [4月からは国保医療年金課]

有効期限が3月31日の乳幼児・子ども医療証をお持ちの方へ

乳幼児医療証を持つ、小学校に入学するお子さんに、4月1日から利用できる「子ども医療証」を3月下旬に送付します。子ども医療証を持つ中学3年生の医療費助成は3月31日で終了します。

●乳幼児・子ども医療証をお持ちでない方は申請してください

中学生以下のお子さんの健康保険による診療の自己負担分を助成しています。※詳しくはお問い合わせください。

問 児童課児童手当係(本庁舎7階 ☎5742-6721) [4月からは子育て支援課]

「品川区地球温暖化対策地域推進計画」地域推進協議会委員募集

任期/4月～22年3月
 因 計画策定のための提言など
 人 区内在住で、地球温暖化の防止対策を実行する意欲がある方3人(選考)

日3月31日(火)(必着)までに、環境課で配布する申込用紙を同課環境推進係(☎140-8715品川区役所本庁舎7階 ☎5742-6755 E-mail:kankyo@city.shinagawa.tokyo.jp)へ郵送か持参、Eメール ※申込用紙は区ホームページからダウンロードもできます。 [環境課は3月30日(月)に第二庁舎4階へ移転]

区立保育園非常勤職員登録者募集

登録期間/4月1日(水)～22年3月31日(水)
 勤務形態/月～土曜のうち週5日
 ①午前7時30分～午後1時30分のうち3時間
 ②午後1時30分～8時30分のうち3時間
 ③午前7時30分～午後3時30分のうち5時間
 ④午後0時30分～8時30分のうち5時間
 ⑤午後4時～10時のうち5時間
 勤務内容/①②保育園業務補助 ③～⑤保育スタッフ
 人 18歳以上(高校生不可)で、働く意欲のある健康な方 ※③～⑤は要保育士資格。
 時給/①②1,200円 ③④1,500円 ⑤1,800円
 ※③～⑤交通費支給。
 日3月25日(水)(必着)までに、写真付き履歴書に「非常勤」と希望番号を書いて保育課保育計画係(☎140-8715品川区役所第二庁舎7階 ☎5742-6723)へ郵送か持参

区立保育園臨時職員募集

勤務期間/4月から2カ月程度(更新あり)
 勤務日/月～土曜のうち週5日
 午前8時45分～午後5時
 勤務内容/保育園業務補助
 人 18歳以上(高校生不可)で、働く意欲のある健康な方40人程度(選考)
 日給/6,530円 ※交通費支給。
 日3月25日(水)(必着)までに、写真付き履歴書を保育課保育計画係(☎140-8715品川区役所第二庁舎7階 ☎5742-6723)へ郵送か持参

さわやかサービス協力会員募集説明会

日3月27日(金)午後2時～3時30分
 会 当日、社会福祉協議会(大井1-14-1)へ
 問 さわやかサービス ☎5718-7173

高齢者向け「特別就職面接会」

日3月19日(木)午後1時～4時
 人 おおむね55歳以上で就職を希望する方
 会 当日、写真付きの履歴書(面接希望社分)を持って、中小企業センター(西品川1-28-3)へ
 問 サポシながわ無料職業紹介所 ☎5783-5539

障害者の方の職業相談を行います

日3月27日(金)午後1時～4時 ※1人30分。
 会 心身障害者福祉会館(旗の台5-2-2)
 人 区内在住で就職を希望する障害者
 問 電話かFAXで、ハローワーク品川(☎3588-8631 Fax3589-3623)へ

「早川ファンクラブ」新会員募集

因 年3回程度、祭り参加、ハイキング、温泉巡りなど、会員の企画により実施
 人 早川町の自然や文化に興味のある区内在住か通勤の方30人程度(抽選)
 〒 年1,000円 ※実費負担あり。
 問 早川ファンクラブ・真武 ☎3493-8949 (午後6時～8時)

ミニ青空市

マイバッグ(買い物袋)をご持参ください

日3月19日(木)午前10時から
 因 安心安全な有機農産・減農薬栽培野菜と果物の販売など
 共催/品川区消費者団体連絡会
 会 消費者センター(大井1-14-1 ☎5718-7181)

日曜特別窓口を開設します

日3月15日(日)午前8時30分～午後5時
 内 住民税、国民健康保険料、介護保険料の支払い、相談、口座振替手続きなど

会 問 税務課(本庁舎4階 ☎5742-6671)
 国保年金課(本庁舎4階 ☎5742-6679)
 高齢福祉課(本庁舎3階 ☎5742-6681)

応急診療所

※行く前に必ず電話連絡を。健康保険証を忘れずに!

診療時間	診療科目	診療場所	電話番号
小児平日夜間	小児科	品川区こども夜間救急室	旗の台1-5-8 昭和大学病院中央棟4階 ☎3784-8181
休日昼間・夜間	内科、小児科、歯科、接骨、薬局	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
3月15日(日) 20日(祝)	内科、小児科、薬	荏原医師会休日診療所	中延2-6-5 ☎3783-2355
	薬	品川薬剤師会薬局	北品川3-11-16 ☎3471-2383
	薬	荏原休日応急薬局	中延2-4-2 ☎6909-7111
休日昼間	内科、小児科、歯科、接骨	内科鈴木医院	西大井6-7-6 ☎3772-2160
3月15日(日)	歯科	吾妻歯科医院	西五反田5-13-6 ☎3491-3916
	歯科	皆川歯科医院	二葉1-12-10 ☎5702-5888
	接骨	みやび接骨院	西大井3-13-15 ☎5742-3450
	接骨	誠道館清水接骨院	小山3-16-5 ☎3783-0685
3月20日(祝)	内科、小児科、歯科、接骨	石井診療所	南大井4-5-6 ☎3761-5477
	歯科	はやし歯科医院	西五反田5-1-23 ☎3493-1718
	歯科	平田歯科医院	豊町5-1-12 ☎5498-1260
	接骨	なつ接骨院	東五反田1-19-2 ☎3444-3472
	接骨	上條接骨院	二葉2-8-9 ☎3786-7949
土曜日夜間	小児科	品川区こども夜間救急室	旗の台1-5-8 昭和大学病院中央棟4階 ☎3784-8181
●品川区テレホンサービス ☎3777-1135 ※重病の方は119番をご利用ください。			
医療機関の24時間案内	東京都保健医療情報センター(ひまわり) ☎5272-0303		
	東京消防庁テレホンサービス ☎3212-2323		
	品川消防署 ☎3474-0119	大井消防署 ☎3765-0119	
	荏原消防署 ☎3786-0119	救急相談センター ☎7119	



3月26日は非核平和都市品川宣言制定日です

日時 3/13(金)～26(木) 午前8時30分～午後5時15分

区では、核兵器廃絶と恒久平和確立の願いを込め、昭和60年3月26日に「非核平和都市品川宣言」を制定しました。これを記念して、広島・長崎平和使節派遣の成果発表資料や被爆当時

防災センター2階 品川シアター前

の写真などを展示します。この機会に、あらためて戦争の悲惨さや、平和について考えてみませんか。
 問 総務課平和国際交流担当 ☎5742-6625

税のたより

20年分所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月16日(月)です

税務署は、土・日曜日は休みですが、申告書は、郵送や税務署の時間外収受箱へ投函することができます。
 ●税理士のニセモノにご注意を
 申告書の作成などを依頼する場合には、税理士であることを確かめてください。

●個人事業者の20年分消費税・地方消費税の申告と納税の期限は3月31日(火)です
 18年分の課税売上高が1,000万円を超えた方は、20年分の消費税・地方消費税の申告が必要です。
 ●所得税、個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、口座振替をご利用ください
 20年分の口座振替日は、所得税が4月22日(水)、消費税・地方消費税が4月27日(月)です。

問 品川税務署 ☎3443-4171 荏原税務署 ☎3783-5371

ボランティア募集

※※は地域貢献ポイント事業の対象です。

品川ボランティアセンター ☎5718-7172

- 洗濯物たたみとおしぼり巻き ※ 高齢者施設で洗濯物たたみなどをします。日水曜日13:30～15:00 会 成幸ホーム(中延1)
- 配ぜん・下ぜんなど ※ 高齢者施設で昼食の配ぜんなどをします。日週1回から(月～土曜日) 12:00～13:30 会 西五反田在宅サービスセンター(西五反田3)
- 病院内コンサート手伝い 会場設営や病院内の患者を会場へ送迎します。日 奇数月の第4土曜日、12月の第3土曜日 14:00～16:30 会 昭和大学病院(旗の台1)
- 外出付き添い ※ 身体障害者施設の女性利用者の外出付き添いをします。日 月1回(第1土曜日が第1日曜日) 10:00～15:00 会 第一さつき園(八潮5)
- デイサポート(遊び相手) ※ 知的障害者(児)施設の利用者と遊んだり、見守りをします。日 週1回から(月～金曜日) 14:00～19:00で時間は相談で 会 しいのき学園(東品川3)

やって みて みて

レッツトライ

●費用の記載のないものは無料
●対象は原則として区内在住・在勤・在学の方

問い合わせ

■生涯学習課 Fax5742-6585・6893
☎140-8715 広町2-1-36 第二庁舎7階
〔3月16日(月)から第二庁舎6階へ移転〕
●スポーツ係 ☎5742-6838
●学習推進係 ☎5742-6837
●社会教育係 ☎5742-6835・6

■品川区スポーツ協会・総合体育館
受付時間:午前9時～午後7時 ※土・日・祝は5時まで
☎141-0022 東五反田2-11-2
☎3449-4400 Fax3449-4401

■戸越体育館
☎142-0042 豊町2-1-17
☎3781-6600 Fax3781-6699

日=日時・期間 会=会場・場所 内=内容
人=対象・定員 料=費用・料金 参=参加方法
申=申込方法 問=問い合わせ

住所、氏名、年齢、電話番号をウェルカムセンター原・交流施設(☎140-0015西大井2-5-21☎5742-4660)へ

■しながわ水族館「春の八丈島フェア」



●4月6日(月)まで
八丈島写真展など。レストランでは島の食材を使った特別メニューもあります。
●3月14日(土)・15日(日)
フリージアの花のプレゼント(各日先着100人)
開館時間/午前10時～午後5時(入館は4時30分まで) ※火曜休館。
¥1,300円、小・中学生600円、4歳以上300円 ※区内在住割引あり。
会 場 しながわ水族館(勝島3-2-1しながわ区民公園内☎3762-3433)

◆スポーツ◆

■第59回品川区民スポーツ大会(春季) クレー射撃

日 3月29日(日)午前9時から
内 トラップの部、スキートの部(各100発)
料 8,000円
会 当日、費用を持って筑波射撃場へ
※弾は各自持参、銃砲所持・猟銃用火薬類等譲受許可証を携帯。
問 スポーツ協会

■フォークダンス初心者教室

日 4月3日～24日の金曜日
午前9時15分～11時15分(全4回)
会 ウェルカムセンター原・交流施設(西大井2-5-21)
料 2,000円(保険料込)
申 3月20日(祝)までに、はがきで教室名、住所、氏名、年齢、電話番号をスポーツ協会へ

■志賀高原発湯温泉スキー教室

日 4月3日(金)午後11時～5日(日)午後9時(大井町駅集合・解散、往復バス)
宿 泊/薬師の湯(ホテル1泊3食、車中1泊)
人 高校生以上で初級以上の方40人(先着)
料 18,000円
申 3月27日(金)までに、費用を持ってスポーツ協会へ

■硬式テニスクラブ対抗戦

内 日 リーグ戦=4月5日(日)
順位別トーナメント戦=4月26日(日)
※受付は午前8時45分から。
会 しながわ区民公園(勝島3-2)
試合方法/ダブルス(男子・女子・ミックス各1組)の団体戦
人 区内在住か在勤の団体、連盟登録団体16チーム(先着)
料 1チーム12,000円(連盟登録団体9,000円)
申 3月29日(日)までに、費用を持ってスポーツ協会へ

■空手道教室

日 4月7日～8月25日の火曜日
午後7時30分～8時30分(全19回)
※通年の教室で継続可能。
会 総合体育館
人 16歳以上の方30人(抽選)

料 9,200円(保険料込)
申 3月19日(木)までに、往復はがきで教室名、住所、氏名、年齢、電話番号をスポーツ協会へ

■レディース硬式テニス大会

日 4月17日(金)午前9時から
会 しながわ区民公園(勝島3-2)
内 ダブルストーンメント戦
人 区内在住か在勤の方、連盟登録者38組(先着)
料 1組3,000円(連盟登録者2,500円)
申 4月10日(金)までに、費用を持ってスポーツ協会へ

■障害者スポーツフリー教室

日 会 ①第1土曜日(5月・22年1月を除く、全10回) =総合体育館
②第3土曜日(8月を除く、全11回) =戸越体育館
※時間は午前9時30分～11時30分。
内 軽スポーツなど
人 自分で身の回りのことができ、会場まで通える小学3年生以上の障害者
料 ①300円 ②330円(保険料)
参 当日、会場へ
※1回目に費用をお持ちください。
問 各体育館

◆講座ほか◆

■田植え体験とマス釣り 品川&早川ふるさと交流

日 5月16日(土)午前7時30分～17日(日)午後5時30分
(区役所集合・解散、1泊2日、往復バス)
宿 泊/町営ヘルシー美里(温泉)
内 田植え、マス釣り、バーベキューなど
人 41人(抽選)
※小学生以下は親子で参加。
料 10,000円、小学生以下6,000円(交通費・宿泊費込)
申 3月23日(月)(必着)までに、はがきかFAXに「田植え」とし、参加者全員の住所・氏名・年齢・性別・電話番号を区民課市町村交流担当(☎140-8715品川区役所☎5742-6856 Fax5742-6877)へ

■ひとり親家庭「新入学お祝い会」

日 4月12日(日)午後2時～4時
会 中小企業センター(西品川1-28-3)
人 区内在住のひとり親家庭で4月に小・中・高校に入学するお子さんと親

申 3月19日(木)までに、電話で児童課在宅子育て支援係☎5742-6589へ

■品川介護福祉専門学校 オープンキャンパス 「春一番!介護のしごとを知ろう」

日 3月28日(土)午後2時～4時
内 介護の仕事ガイダンス、学校見学など
人 介護福祉士をめざしている方
会 申 3月27日(金)までに、電話で同校(西品川1-28-3☎5498-6364)へ

■「いきいきカラオケ広場」で仲間づくり・健康づくり

登録期間/4月1日～22年3月31日
会 カラオケルーム歌広場
目 黒・大森店=月～日曜
五反田店=月～金曜(祝日は除く)
内 室料半額(ソフトドリンク付き)
※目黒・大森店の土・日曜、祝日の室料は3割引。
人 区内在住の60歳以上の方で構成された5人以上のグループ
※室料は会場などにより異なります。
※飲食料金は自己負担です。飲食物の持ち込みはできません。
申 はがきに「カラオケ広場」とし、グループ名、代表者の氏名・電話番号、全員の住所・氏名・生年月日を高齢事業課いきいき事業係(☎140-8715品川区役所☎5742-6733)へ
〔4月からは高齢者いきいき課〕

■ウェルカムセンター原・交流施設の講座

①サッカー教室
日 4月12日～5月24日の日曜日
午後1時～3時(全4回)
人 5歳～小学6年生の初心者20人(抽選)
料 1,000円(保険料込)
②おしゃれな音楽生活入門
日 4月14日～6月23日の第2・4火曜日
午後1時30分～3時(全6回)
人 40人(抽選) 料 4,000円
会 申 3月25日(水)までに、往復はがきで教室名、②は好きな音楽のジャンル、

児童センター ティーンズフェスティバル 2009 3月20日(祝) 問 児童課 ☎5742-6589

児童センターのティーンズプラザ7館の中高校生によるフェスティバルです。日ごろの活動を紹介します。ティーンズパワーを感じてください。

会場	時間	内容
小ホール	13:30～14:30	パフォーマンスステージ(音楽・ダンス・ファッションなど)
イベントホール	14:45～16:30	イベントブース(ゲーム大会・楽器体験、オリジナルTシャツ・トンボ玉の展示、オリジナルムービー上映、カフェなど)

少年少女 武道教室

日 4月7日～7月16日
人 小・中学生
申 3月19日(木)までに、往復はがきで教室名、会場、住所、氏名、電話番号、新学年を各会場へ
※通年の教室で継続可能。
※費用は保険料込。

教室名	曜日・時間	会場	定員(抽選)	費用
空手道	火曜日(全14回) 18:30～19:30	総合体育館	各30人	3,400円
	水曜日(全13回) 16:00～18:00			3,200円
剣道	木曜日(全15回) 17:00～19:00	戸越体育館	15人	各
	木曜日(全15回) 18:30～19:30			3,600円
柔道	水曜日(全13回) 18:30～19:30	戸越体育館	20人	3,200円

いきいき筋力向上トレーニング

参加者とトレーニング協力員募集

コース	日時(全24回)	会場	対象(先着)	内容	費用
いきいきコース	5月11日から の月・木曜 10:00～11:30	いきいきラボ 関ヶ原(東大井6-11-11)	次のすべてあてはまる方各11人 ①おおむね65歳以上②自力で会場へ通える③現在運動をするのに支障がない④3月24日(火)午前・午後(品川第一区民集会所)・27日(金)午前(荏原いきいき倶楽部)・30日(月)午前(いきいきラボ関ヶ原)に行き事業説明会に必ず出席できる	筋力トレーニングマシンを使ったトレーニング、ウォーキング、ストレッチ運動などを通して日常生活に必要な動作をスムーズに行える筋力づくりやバランス維持	各7,200円
	5月12日から の火・金曜 10:00～11:30	荏原いきいき倶楽部 (荏原6-2-8)			
	5月12日から の火・金曜 14:00～15:30	品川保健センター(北品川3-11-22)			
はがきコース	5月11日から の月・木曜 14:00～15:30		上記にあてはまり、体力に自信のある方16人	上記に加え、もう一歩進んだ体力づくり	9,800円

●トレーニング協力員を募集します

内 会場の準備、トレーニングの補助など
人 各6人(選考) ※謝礼1回2,000円。 ※事前研修あり。
共 通
申 3月19日(木)までの月～金曜午前9時～午後5時に、本人が電話でコナミスポーツ&ライブ☎0120-919-573へ ※代理申し込みはできません。

問 高齢事業課いきいき事業係☎5742-6733